

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 回 相模原市防災会議「防災条例検討部会」				
事務局 (担当課)		危機管理課				
開催日時		平成 2 5 年 5 月 1 4 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分				
開催場所		消防指令センター 4 階 講堂				
出席者	委員	1 2 人 (別紙のとおり)				
	その他					
	事務局	7 人 (危機管理課長、他 6 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議事 ( 1 ) 総則について ( 2 ) 予防対策について 3 その他 4 閉会				

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

## 1 開会

部会を開催するにあたり、防災会議委員の異動に伴い変更になった委員を紹介した後、会議資料について説明した。

## 2 議事

事務局から会議の公開の取扱いについて説明した。

全委員承認後、傍聴希望者の有無について座長から確認され、事務局より傍聴希望者がいない旨報告した。

(1) 総則について

(2) 予防対策について

事務局から防災条例のイメージについて説明した。

## 3 その他

委員により意見交換がされた。

相模原市地域防災計画では、市民の役割の一つとして、「少なくとも3日分の食料、飲料水の備蓄」とあるが、3日分ではとても足りないのではないかと感じる。企業の役割としては「3日以上」とあるので、市民についても3日以上とすべきではないか。

企業の役割で3日以上となっているのは、帰宅困難者対策の考え方として、従業員の一斉帰宅抑制のために必要な備蓄に加え、企業の責務の一つとして、大規模災害時に街の中に滞留される方についても受け入れていただくよう呼びかけをしていることを踏まえ、地域防災計画では3日以上としている。

地域防災計画に書いていることを条例検討の場で変えることについては議論が必要。市民の備蓄が多いに越したことはないが、そうするとなぜ5日にしないのかということにもなる。一般的に飲まず食わずでは3日以降に一気に生存率が下がると言われているため、3日というのは一つの目安と整理できる。

「事業者」の定義については、事業所の規模によっては「市民」と重複する場合も考えられ、よく検討する必要があると思う。

市民活動団体、NPOなどは「事業者」と「市民」とで重複する側面がある。

事業所には「市民」としての責務があり、また、「事業者」としての責務も当然あると考えられることから、それを前提として条例がつくられる例もある。

資料の出典により、「事業者」と「企業」と表記が異なっている。統一すべきである。

「市民」の定義について、在住、在学、在勤の市民がすべて含まれるようである

が、具体的な行動において、ここでいう市民すべてが関わる場合と、在住の市民のみに関わる場合などがあると思う。そうした使い分けをしっかりとできないといけない。また、市民の責務のイメージとして、「地域において相互に協力し、地域の住民の安全を守るよう努めなければならない」とある。共助としての重要性は分かるが、市民に対する強要と受け止められる可能性があるので、注意すべきである。

市民協働推進条例の市民の定義を引用したとのことであるが、在住の市民と在勤の市民とでは相当スタンスが違う。事業者の責務の中で在勤の市民について整理するなど、工夫する必要がある。

市民の責務の一つとして「情報の把握」とあるが、その一方で、行政の責務として情報を発信することが記載されていないため、統合がとれていないのではないかと。

市職員の責務のイメージとして、「災害が発生した時は、災害に関する事務に従事し…」とあるが、ここで「事務」という言葉を使うことに違和感がある。

危機管理指針でもこうした表現があり、整合性の点では理解はするが、やはり市民にとって分かりやすく、違和感のない表現を用いるべきである。

災害時要援護者への支援は、要援護者に関する情報がまとめられることが前提であるが、こうした対応について、条例で規定している例もある。

個人情報保護の観点からは、名簿に登載していいと言ってくれた方を扱うという形が一番よいが、他市の例では、載せることをはっきり拒否した方のみ名簿に登載しないという取組みもあると聞いている。災害時要援護者の名簿の扱いというのは大きな課題ではあるが、災害対策基本法の見直しの中で国会でも議論されているところである。

自治会でもいろいろ取り組まれているところであるが、自治会加入が進まない現実があり、取組みの実効性があがらないのが実情である。

自主防災隊でアンケートを行ったことがあるが、住民の3分の1くらいが災害時に支援を求めたいとしているが、そのうち、自分の情報を開示してもよいと意思表示する人は半分にとどまっている。

相模原市でも災害時要援護者避難支援ガイドラインというものを作って、モデル事業を実施されたと聞いているが、その結果はどうなっているのか。

3自治会によるモデル事業で、約2千人の対象者の方に対して、528人に同意をいただいたと聞いている。同意率では26%くらいになる。

災害弱者を助ける場面では、自主防災隊が中心にならざるをえない。一番の問題は、自治会に入っていない人たちである。自主防災隊は自治会の負担で体制を作っているのに、自治会に入っていない人の面倒を見きれないという思いはある。

ボランティアを受け入れて活躍してもらおうための環境づくりについては、現在、災害ボランティアネットワークという組織と社会福祉協議会が共同でボランティアセンターを設置する仕組みが作られているが、地域ごとの受け入れなど、さらに

工夫していく必要がある。

条例では、相模原市においてボランティア活動の拠点を整備し、ボランティア育成をするということを入れるようなイメージか。

全国からボランティアの人が集まった際に、ボランティアセンターを立ち上げ、そこで各避難所の避難者数に応じて分けることになる。本市にも社会福祉協議会が支援している災害ボランティアネットワークという団体があり、年に一度、図上訓練のようなセンター立ち上げ訓練というのをはじめている。そういった活動を支援できることを想定している。

首都圏における帰宅困難者問題というのは大きいテーマだが、相模原市にとっては都内から帰って来られない人への対策という視点の方が重要である。

東日本大震災の際、本市では2,500人程度の帰宅困難者が発生し、駅周辺の避難所に来たということがある。災害時には家を失った人が生活する避難所と帰宅困難者が行く施設と分けていかなければならない。帰宅困難者の人が一時的にいる施設の場所は限られるので、市内の事業者、学校などに対して、一時的に駅へ移動しないようお願いをしなければならないという課題意識は持っている。

帰宅困難者用の避難施設や避難所をどのように知ってもらうかが大事になってくるかと思う。

最近ではペットの家族化も進んできている中で、東日本大震災でも住民が避難所へ避難する中で、ペットを中に入れることができず、野生化したり放置されたりということがある。

東日本大震災では、中学生が率先して避難所等で活躍していたと聞く。小中学生をどのように育成していくかというのは大きなテーマであり、条例に位置付けられるかどうかは別として、教育におけるボランティア意識や地域を愛する心の醸成など意識できればと感じている。また、学校では校長会において、防災教育の研究を進めている。学校は避難所となるため、教職員の関心をより高めていきたい。

地域として、中学生を対象に災害時の訓練を通したボランティア育成に取り組んでいるが、参加する中学生が増えている。

若者世代の地域活動を進める取組みをしているが、校長の理解が重要であるため、そういう雰囲気づくりを市の部局を越えて、教育委員会も含めて進めていただきたい。条例検討のポイントの一つにしてはどうか。

予防対策という言葉は、一般的になじまないのではないか。

大地震があった時は、地域でいかに被害を少なくするかという減災が基本である。今回減災という言葉がほとんど使われていないが、使うことができないのか。

減災という表現については、法制部門と調整しながら、条例への使用を検討したい。

相模原市社会福祉協議会では、大規模災害の被災地での活動を参考に、災害ボランティアのマニュアルを策定している。一つの参考にしていただければと思う。

#### 4 閉会

次回は7月中旬頃の開催を予定している。

以 上

## 防災条例検討部会 委員出欠名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	市川 宏雄	明治大学専門職大学院長 公共政策大学院ガバナンス研究科長 Ph.D (都市政策、都市地域計画)	座長	出席
2	武井 弘吉	相模原市自治会連合会理事	副座長	出席
3	大谷 静子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 代表理事		出席
4	田所 洋子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会理事		出席
5	山重 ふみ子	相模原市公立小中学校長会役員		出席
6	笹野 章央	相模原市危機管理監		出席
7	出石 稔	関東学院大学法学部教授		出席
8	鈴木 勇次	防災専門員(上溝地区)		出席
9	西本 敬	特定非営利法人 相模原ボランティア協会		出席
10	松井 潤	キャタピラージャパン株式会社 相模事業所総務・法務室長		出席
11	菱中 了儀	公募委員		出席
12	堀口 眞	公募委員		出席